

地方創生先行型交付金事業検証用シート

| | |
|--------|---------------|
| 交付金事業名 | 特定不妊治療費支援事業 |
| 事業名 | ⑬ 特定不妊治療費支援事業 |
| 担当課 | こども子育て支援課 |

事業概要

特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要した費用の一部を助成した。

市広報やホームページで周知する他、県へ申請手続きを行う際に市の事業内容についての情報提供を保健所へ依頼し実施した。

- ・助成件数 48件

KPI（重要業績評価指標）の進捗状況

| KPI (重要業績評価指標) | 平成27年度 目標値 | 平成27年度 実績値 | 平成27年度の 進捗状況 |
|-------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 制度活用延べ人数 | 64人 | 48人 | 未達成 |

総合戦略上の位置づけ

| 基本目標 | 具体的な施策・事業 | | |
|----------------------------------|---|-----------------|--|
| 3 若い世代の結婚・ 出産・子育ての 希望をかなえる | 3-2-1 子育て世帯への経済的支援の充実と不妊に対する支援 ・特定不妊治療費助成事業 | | |
| 総合戦略上のKPI (重要業績評価指標) | 現状値 (平成26年度) | 目標値 (平成31年度) | |
| 年間不妊治療延べ申請件数 | 46件 | 100件 | |
| | | | |

先行型交付金事業の進捗の分析・今後の展望

【平成27年度 達成率】75%

【方向性】事業周知をすすめ、申請数の向上を図る。

- 市HPや広報への記事掲載の他、保健所や医療関係機関と連携し更なる事業の普及啓発を図る。

特定不妊治療費支援事業説明資料

事業の内容

- 特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、青森県特定不妊治療費助成事業（以下「県事業」とする。）の助成を受けた十和田市に住所を有する人に対して、平成 27 年度から従来の県事業による助成に加え、市においても治療に要した費用の一部を助成している。

助成額

- 以下の金額のいずれか低い額（上限 10 万円）
 - (1) 治療に要した費用から県事業による助成額を差し引いた額
 - (2) 県事業による助成額の 3 分の 2 の額

周知方法

- 市のHPに掲載
- 広報とわだ平成 27 年 4 月号に掲載。※平成 28 年 4 月号にも掲載
- 保健所（県事業申請受付場所）に情報提供

実績値

- 人数について：延べ人数 48 人・実人数 29 人・平均助成回数 1.7 回
- 治療の結果について：胚移植を実施した延べ人数 33 人
- 助成額について：平均 83,145 円

事業による効果

- 特定不妊治療による自己負担額の軽減：平均 176,414 円→93,269 円（▲83,145 円） ※延べ人数 7 人が自己負担額 0 円
- 治療を受けた実人数 25 人（平成 25 年度）→29 人（平成 27 年度）

十和田市では 特定不妊治療費を助成しています!!

十和田市では、少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、次の条件を満たす夫婦に対して、特定不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

対象となる治療…

- ①体外受精
- ②顕微授精
- ③男性不妊治療

助成金額は…

治療に要した費用から県の助成額を控除した額と、県の助成額に3分の2を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額（上限10万円）



対象者は…

- ①法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ②青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けており、その他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと
- ③夫婦のいずれかが、青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定の日から市への申請日まで継続して十和田市に住所を有していること

申請に必要なものは…

- ①不妊治療費助成申請書（こども子育て支援課でお渡しします）
- ②青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- ③債権者登録申請書（こども子育て支援課でお渡しします）
- ④口座の確認ができるものの写し（通帳等）
- ⑤健康保険証又は運転免許証（本人確認のため）
- ⑥印鑑



県の交付決定を受けた日の翌月末日までに以上の書類を提出してください。

【申請・問い合わせ先】〒034-8615 十和田市西十二番町 6-1
十和田市こども子育て支援課(十和田市役所新館 1階)
TEL: 0176-51-6716、0176-51-6717



平成 27 年度十和田市 保健衛生カレンダー

問保健センター ☎ 6790・6791・6792

母子保健

実施場所 保健センター ☎ 6792

| 区分 | 4 か月児健康診査 | 1 歳 6 か月児健康診査 | 2 歳児発達健康診査 | 3 歳児健康診査 | パパ・ママ教室 | |
|---------|---|--|--|---|---|---------|
| 対象 | 満 4 か月児 | 1 歳 6 か月児 | 2 歳 6 か月児 | 3 歳 6 か月児 | 妊婦とその家族 | |
| 受付時間 | 12:00~12:45 | 12:00~12:45 | 12:00~12:45 | 12:00~12:45 | 12:30~13:00 | |
| 4 月 | 14 日(火) | 22 日(水) 平成25年10月生まれ | 23 日(木) 平成24年10月生まれ | 21 日(火) 平成23年10月生まれ | | |
| 5 月 | 12 日(火) | 20 日(水) 平成25年11月生まれ | 21 日(木) 平成24年11月生まれ | 19 日(火) 平成23年11月生まれ | 8 日(金) | |
| 6 月 | 9 日(火) | 24 日(水) 平成25年12月生まれ | 25 日(木) 平成24年12月生まれ | 23 日(火) 平成23年12月生まれ | | |
| 7 月 | 14 日(火) | 22 日(水) 平成26年1月生まれ | 23 日(木) 平成25年1月生まれ | 21 日(火) 平成24年1月生まれ | 2 日(木) | |
| 8 月 | 11 日(火) | 19 日(水) 平成26年2月生まれ | 20 日(木) 平成25年2月生まれ | 18 日(火) 平成24年2月生まれ | | |
| 9 月 | 8 日(火) | 16 日(水) 平成26年3月生まれ | 17 日(木) 平成25年3月生まれ | 15 日(火) 平成24年3月生まれ | 1 日(火) | |
| 10 月 | 13 日(火) | 7 日(水) 平成26年4月生まれ | 8 日(木) 平成25年4月生まれ | 6 日(火) 平成24年4月生まれ | | |
| 11 月 | 10 日(火) | 25 日(水) 平成26年5月生まれ | 26 日(木) 平成25年5月生まれ | 24 日(火) 平成24年5月生まれ | 6 日(金) | |
| 12 月 | 8 日(火) | 16 日(水) 平成26年6月生まれ | 17 日(木) 平成25年6月生まれ | 15 日(火) 平成24年6月生まれ | | |
| 平成 28 年 | 1 月 | 12 日(火) | 20 日(水) 平成26年7月生まれ | 21 日(木) 平成25年7月生まれ | 19 日(火) 平成24年7月生まれ | 22 日(金) |
| | 2 月 | 9 日(火) | 17 日(水) 平成26年8月生まれ | 18 日(木) 平成25年8月生まれ | 16 日(火) 平成24年8月生まれ | |
| | 3 月 | 15 日(火) | 9 日(水) 平成26年9月生まれ | 10 日(木) 平成25年9月生まれ | 8 日(火) 平成24年9月生まれ | 3 日(木) |
| 主な内容 | ▶身体計測 ▶発育・発達の観察 ▶保健師講話 ▶離乳食講話 ▶小児科診察 ▶個別相談 | ▶身体計測 ▶発育・発達の観察 ▶保健師講話 ▶歯科講話 ▶親子遊び ▶口腔歯科診察 ▶小児科診察 ▶個別相談 | ▶身体計測 ▶発育・発達の観察 ▶保健師講話 ▶歯科講話 ▶親子遊び ▶口腔歯科診察 ▶個別相談 | ▶身体計測 ▶発育・発達の観察 ▶絵本の読み聞かせ ▶保健師講話 ▶尿検査 ▶耳鼻科診察 ▶口腔歯科診察 ▶小児科診察 ▶個別相談 | ▶助産師、歯科衛生士などのお話 ▶歯科診察(年3回) ▶調理実習、新生児の保育、赤ちゃんのふれあい体験、沐浴などのグループ学習 ▶個別相談 ※赤ちゃんの父・祖父母なども参加できます。 | |
| 持ち物 | ▶母子健康手帳 ▶問診票 ▶バスタオル ▶赤ちゃんに必要なもの(ミルク、おむつなど) | ▶母子健康手帳 ▶問診票 ▶歯ブラシ | ▶母子健康手帳 ▶問診票 ▶歯ブラシ | ▶母子健康手帳 ▶問診票 ▶歯ブラシ ▶視力検査・ささやキテスの結果表▶尿容器 | ▶母子健康手帳 ▶2回目以降のかたは教室のテキスト ※実施日の1週間前までに予約が必要です。 | |

▶乳幼児健診では、事前に番号札を配布していません。お子さんと一緒に受け付けをしてください。
▶保健センター敷地内の駐車場は台数に限りがあります。満車の際は、周辺の駐車場をご利用ください。

4月の健康カレンダー



献血

健康増進課健康管理係 ☎ 6790

| 内容 | 受付時間 | ところ・問い合わせ |
|---|---|------------------|
| 乳幼児相談 子どもの成長発達への心配や授乳方、栄養面など悩みがある0歳~就学前の子と保護者 | 15日(水)9:30~ ※要予約 | 保健センター ☎ 6792 |
| 子どものこころの相談 対象:小・中・高校生、保護者 | 16日(木) 14:00~※要予約 | |
| 療育相談 首すわり・おすわり、歩き始めが遅い気がするなど発育や発達について心配のあるお子さん | 22日(水)※要予約 継続のかた ▶9:30~10:30 新規のかた ▶10:30~11:00 | 上十三保健所 ☎ 4261 |
| B型・C型肝炎検査 一般のかた | 7日(火)・21日(火) 13:00~14:00※要予約 | |
| 精神保健福祉相談 心の悩みや病気に関する相談を希望するかた | 15日(水) 13:00~14:00※要予約 | |
| エイズに関する相談 一般のかた | 7日(火)・21日(火) 13:00~14:00※要予約 | 上十三保健所 ☎ 8450 |

| 実施予定日 | 時間 | ところ |
|---------|----------------------------|-----------------------|
| 4 日(土) | 9:30~11:45 13:00~16:00 | ホームマック(株)十和田店 |
| 17 日(金) | 9:30~11:00 12:15~17:00 | 紺野建設(株) 北里大学学生ホール前 |
| 26 日(日) | 10:00~11:45 13:00~16:00 | イオンスーパーセンター 十和田店 |

高齢者肺炎球菌予防接種を受けましょう

対象となるかたには、3月末に案内を郵送しています。希望するかたは市内の指定医療機関で接種を受けましょう。

対象者 市内に住所のあるかたで、平成27年度中に、65、70、75、80、85、90、95、100歳になり、接種歴のないかた
接種費用 2,000円(非課税世帯は無料)

予防接種

「至るまで」、「未満」は、誕生日の前日までを表しますのでご注意ください。

| 種類 | 対象者・標準的な接種時期 | 回数 |
|--------------|--|----|
| ヒブ ※1 | 初回 生後2~60月に至るまでのかた(生後2~7月が適切) | 3回 |
| | 追加 初回接種(3回)を終了して7月以上経過し、生後60月に至るまでのかた(7~13月空けるのが適切) | 1回 |
| 小児用肺炎球菌 ※1 | 初回 生後2~60月に至るまでのかた(生後2~7月が適切) | 3回 |
| | 追加 初回接種(3回)を終了して60日以上経過し、生後12~60月に至るまでのかた(12~15月空けるのが適切) | 1回 |
| 四種混合 ※2 | 1期初回 生後3~90月に至るまでのかた(生後3~12月が適切) | 3回 |
| | 1期追加 1期初回接種(3回)を終了し、6月以上経過した生後90月に至るまでのかた(12~18月空けるのが適切) | 1回 |
| BCG | 生後1歳に至るまでのかた(生後5~8月が適切) | 1回 |
| | 1期 生後12~24月に至るまでのかた | 1回 |
| 麻しん・風しん混合 ※3 | 2期 5歳以上7歳未満で、小学校就学前1年間のかた | 1回 |
| | 1回目 生後12~36月に至るまでのかた(生後12~15月が適切) | 1回 |
| 水痘 | 2回目 1回目接種を終了し、3月以上経過した生後36月に至るまでのかた(6~12月空けるのが適切) | 1回 |
| | 1期初回 生後6~90月に至るまでのかた(3~4歳が適切) | 2回 |
| 日本脳炎 ※4 | 1期追加 1期初回接種(2回)を終了し、おおむね1年経過した生後90月に至るまでのかた(4~5歳が適切) | 1回 |
| | 2期 9~13歳未満のかた(9~10歳が適切) | 1回 |
| 二種混合 | 11~13歳未満のかた(11~12歳が適切) | 1回 |
| 子宮頸がん予防ワクチン | 小学6年生~高校1年生相当の女子(中学1年生が適切) | 3回 |

※1 初回接種(1回目)の年齢によって接種回数、接種間隔などが異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※2 生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチンまたは三種混合ワクチンのいずれかをすでに1回以上接種しているかたは、医療機関または保健センターへお問い合わせください。

※3 過去に麻しん・風しんにかかったことがある場合でも、麻しん・風しん混合ワクチンを接種することができます。

※4 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれのかたに対する日本脳炎ワクチンの予防接種が再開されています。過去の接種歴に応じて、20歳までに最大4回接種します。

▶予防接種は年間を通して受けることができます。体調の良い日に受けてください。

▶詳細については、母子健康手帳および子どもすこやか手帳をご覧ください。また、接種の際は必ず母子健康手帳と予防接種券をご持参ください。

▶やむを得ない事情がある場合、青森県内の指定医療機関で予防接種を受けることができます。この場合、必ず事前に保健センターへお問い合わせください。

集団健康診査など

■特定健康診査、がん検診(胃、肺、大腸)、肝炎ウイルス

| 実施日 | 実施場所 |
|--|---------|
| 5月 25日(月)~29日(金) | 保健センター |
| 6月 15日(月)~21日(日) | |
| 7月 13日(月)・14日(火) 15日(水) 16日(木) 22日(水)~24日(金) 29日(水)~31日(金) | 沢田悠学館 |
| | 市民の家 |
| | 十和田湖小学校 |
| | 法興小学校 |
| 8月 4日(火) 5日(水)・6日(木) 7日(金) 18日(火) 19日(水) 20日(木) | 切田中学校 |
| | 四和中学校 |
| | 深持小学校 |
| | 洞内小学校 |
| | 松陽小学校 |
| 9月 28日(月)~30日(水) | 保健センター |
| 10月 1日(木)・2日(金)、20日(火)~25日(日) | |
| 11月 16日(月)~20日(金)、30日(月) | |
| 12月 1日(火)~6日(日) | |

骨粗しょう検診 ▶ 6/20、7/23、10/2、11/20、12/6

▶受付開始時間は午前7時からです。受付終了時間は実施場所によって異なります。

▶申し込みをしたかたには、健診実施日の1週間前までに受付時間や料金などの詳しい案内を郵送します。

■特定不妊治療の助成を始めます

市では少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

対象

- ①青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けているかた
- ②法律上、婚姻している夫婦であり、夫婦のどちらか一方が市内に住所があるかた

助成額

治療に要した費用から県の助成額を控除した額と、県の助成額の3分の2の金額のいずれか低い額(上限10万円)

■子宮頸がん検診

| 実施日 | 実施場所 |
|------------------------------------|------------|
| 6月 10日(水) 11日(木)・12日(金) | 地域包括支援センター |
| 7月 7日(火)・8日(水) | 保健センター |
| 8月 26日(水)・27日(木) | |
| 9月 2日(水)・3日(木)・6日(日) | 地域包括支援センター |
| 10月 14日(水) | |
| 11月 15日(木)・16日(金) 12日(木)・13日(金) | 保健センター |

▶受付開始時間は正午です。※9月6日は午前9時から開始します。

▶地域包括支援センターと9月6日の保健センターでは、同時に乳がん検診を実施します。

■こころの相談 実施場所:保健センター ☎ 6791

眠れない、集中できない、お酒がやめられない、家に閉じこもっているなどこころの悩みを抱えている市民および家族のかたが対象です。メンタルヘルス科医師、精神保健福祉士、保健師が対応します。実施日前々日までに予約が必要です。開始時間などの詳細はお問い合わせください。

| 実施日 | | | |
|---------|----------|----------|---------|
| 4月1日(水) | 6月3日(水) | 7月1日(水) | 8月5日(水) |
| 9月2日(水) | 11月4日(水) | 12月2日(水) | 1月6日(水) |
| 2月3日(水) | 3月2日(水) | | |

[トップ](#) [観光・特産](#) [くらし](#) [健康・福祉](#) [行政・財政](#) [入札・契約](#) [産業情報](#) [教育・文化](#)

[TOP](#) > [組織](#) > [子育て給付係](#)

[TOP](#) > [分野](#) > [健康・福祉](#), [妊娠・出産](#), [子育て・教育](#)

[TOP](#) > [属性](#) > [お知らせ](#)

特定不妊治療費の助成を始めます!!

2015年3月23日

十和田市では、少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成します。

※助成は「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けた方へ、上乘せする形で行います。

対象となる治療

- 体外受精
- 顕微授精

対象者

- 法律上の婚姻をしている夫婦であること
- 「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けており、その他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと
- 夫婦のいずれか一方が、「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定の日から市への申請日まで継続して十和田市に住所を有していること

助成金額

治療に要した費用から県の助成額を控除した額と、県の助成額に3分の2を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額(上限10万円)

申請期間

県の交付決定を受けた日から、交付決定を受けた日の翌月末日まで

必要書類

希望するかたは、次のものをお持ちになり、こども子育て支援課へお越しください。(平成28年度から担当課が変わりました。)

- 不妊治療費助成申請書(こちらから印刷またはこども子育て支援課でお渡します)

[十和田市特定不妊治療費助成事業費補助金交付申請書.pdf\(96KB\)](#)

- 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- 債権者登録申請書(窓口でお渡します)
- 口座の確認ができるものの写し(通帳等)
- 健康保険証または運転免許証(本人確認のため)
- 印鑑

その他

青森県特定不妊治療費助成事業につきましては下記をご覧ください。

「青森県特定不妊治療費助成事業のご案内」

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/funinchiryo.html>

お問い合わせ

子育て給付係

電話:0176-51-6716 E-Mail:kosodate@city.towada.lg.jp

[戻る](#)

[お問い合わせ | ページのトップへ戻る](#)